



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- \*14 生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課)..... 1
- \*15 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 ( " )..... 5

○ 告示

- 271 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課)..... 6
- 272 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 6
- 273 農用地利用配分計画の認可 ( " )..... 6
- 274 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 6
- 275 " ( " )..... 7
- 276 普通母樹林の指定の解除 ( " )..... 7
- 277 林業種苗生産事業者の登録の失効 ( " )..... 8
- 278 道路の区域変更 (道路保全課)..... 8
- 279 道路の供用開始 ( " )..... 8
- 280 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 9
- 281 " ( " )..... 9
- 282 " ( " )..... 9
- 283 " ( " )..... 9
- 284 建築基準法による指定確認検査機関の指定 (建築住宅課)..... 10

## 規 則

### 和歌山県規則第14号

生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業補助規則(昭和36年和歌山県規則第77号)の一部を次のように改正する。

別表第1項中「世帯は」の次に「、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が属するものを除き」を、「各号に掲げる世帯」の次に「(総合支援資金及び福祉資金のうち緊急小口資金の貸付けについては、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「支援法」という。)第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業(以下「自立相談支援事業」という。)による支援を受けるとともに、これらの資金の貸付けを受けた後に県、市及び県社協から継続的な支援を受けることに同意するものに限る。)」を加え、同項第2号中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「者」に改め、同号に次のように加える。

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを利用している者その他これと同程度と認められる者

別表第2項を次のように改める。

### 2 貸付けの決定及び契約の締結

(1) 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会会長(以下「県社協会長」という。)は、資金の貸付けの申込みがあったときは、貸付審査等運営委員会の意見を聴いて、資金の貸付けを決定するものとする。ただし、緊急に処理する必要があるものその他当該委員会で定めるものについては、当該委員会で定めるところにより、その意見を聴かないで資金の貸付けを決定することができる。

(2) 県社協会長は、資金の貸付けを決定した時は、借入申込者に対し貸付決定通知書を交付し、貸付けに係る契約を締結するとともに、借入申込者から借用書の提出を受けるものとする。

別表第3項の表を次のように改める。

資金の種類	資金の区分	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間
総合支援資金	生活支援費	月額20万円 (単身世帯にあっては、 月額15万円)	3月以内(就職に向けた活動を誠実に継続している場合等は、3月を超えない範囲内で延長することができる。ただし、通算して12月を超えることができない。)	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後10年以内
	住宅入居費	40万円		貸付けの日(生活支援費と併せて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後10年以内
	一時生活再建費	60万円		貸付けの日(生活支援費と併せて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後10年以内
福祉資金	福祉費	580万円		貸付けの日(分割による交付の場合は、最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後20年以内
	緊急小口資金	10万円		貸付けの日から2月以内	据置期間経過後12月以内
教育支援資金	教育支援費	高等学校 月額3万5,000円 高等専門学校(専修学校 高等課程を含む。) 月額6万円 短期大学(専修学校専門 課程を含む。) 月額6万円 大学 月額6万5,000円	教育支援費の貸付けにより修学している学校の修学期間以内	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内
	就学支度費	50万円		卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	土地の評価額に基づき県社協会長が定める額	貸付元利金(貸付金とその利子を合計した金額をいう。以下同じ。)が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後3月以内	据置期間終了時
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	居住用の不動産の評価額に基づき県社協会長が定める額	貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後3月以内	据置期間終了時

別表第6項を次のように改める。

#### 6 貸付金の償還

総合支援資金、福祉資金及び教育支援資金の貸付金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の

方法によるものとする。ただし、借受人は、いつでも繰上償還をすることができる。

別表第13項第1号中「即した資金の使用並びに」を「即して資金を使用するとともに、」に改め、「相談支援」の次に「及び自立相談支援事業」を加え、同項第3号中「問い合わせ」を「問合せ」に改め、同項を同表第14項とし、同表第12項第1号中「資金の貸付けを受けよう」を「緊急小口資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金以外の資金の貸付けを受けよう」に改め、同項第2号中「(緊急小口資金又は要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付けを受けようとするときは、連帯保証人を必要としない。)」を削り、同項を同表第13項とし、同表第11項中「就職等希望者」という。)の次に「を含む世帯」を、「加わらなければならない」の次に「ものとし、生計中心者が借受人となった場合は、就職等希望者が連帯借受人として加わらなければならない」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加え、同項を同表第12項とする。

この場合において、連帯借受人を立てたときは原則として連帯保証人は必要としないものとするとともに、8(1)においては連帯保証人を立てたものとみなす。

別表第10項中「貸付金」を「貸付元利金(延滞利子を含む。)」に改め、同項を同表第11項とし、同表第9項中「借受人が」を削り、同項にただし書として次のように加える。

ただし、貸付元利金の償還を猶予した場合であっても、借受人が民事保全、民事執行若しくは破産等の申立てを受け、又は破産等の申立てをしたときその他必要があると認めるときは、償還の猶予を取り消すことができる。

別表第9項第2号中「修学資金」を「教育支援資金」に、「の貸付」を「の貸付け」に改め、同項に次の3号を加え、同項を同表第10項とする。

- (3) 不動産担保型生活資金の借受人が死亡した場合であって、配偶者からの承継の申出があった場合で、貸付契約の承継の決定をするまでの間について、当該配偶者の申請があったとき。
- (4) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付元利金が貸付限度額に達した後借受人が死亡した場合であって、配偶者が死亡するまでの間について、当該配偶者の申請があったとき。
- (5) 法に基づく支援を行う機関から要請を受けた場合であって、借受人の自立に向けた支援の観点から特に必要があると認めるとき。

別表第8項第1号中「認められるとき」の次に「又は不動産担保型生活資金において償還のために行う居住用不動産の換価に日時を要すると認められるとき」を加え、同項第2号中「経費等、」を「経費等の」に改め、同項を同表第9項とし、同表第7項に次の1号を加え、同項を同表第8項とする。

- (4) 不動産担保型生活資金の貸付金の利子は、初回の貸付金の交付日の属する月から起算して36月ごとの期間中の貸付金の総額ごとに、当該期間の最終日(当該期間の途中で貸付けを停止した場合は、当該貸付停止日)の翌日から当該貸付金の償還期限までの間の日数により計算して付するものとする。

別表第6項の次に次の1項を加える。

#### 7 一括償還並びに貸付けの停止及び解約

- (1) 県社協会長は、次のいずれかに該当すると判断した場合は、いつでも貸付金の全部若しくは一部につき一括償還を請求し、又は将来に向かって貸付けを停止し、若しくは貸付契約を解除することができる。
  - ア 借受人が貸付金の使途をみだりに変更し、又は他に流用したとき。
  - イ 借受人が虚偽の申込みその他不正な手段により貸付けを受けたとき。
  - ウ 借受人がその責務に違反したとき。
  - エ 借受人が借受期間中に就職等による自立又は必要な資金の融通を他から受ける等して、貸付けの目的を達成したと認められるとき。
  - オ 借受人が貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。
  - カ 借受人が生活保護法による保護の決定を受けたとき。
  - キ 借受人が仮差押若しくは仮処分(以下「民事保全」という。)又は強制執行若しくは競売(以下

「民事執行」という。)の申立てを受けたとき。

ク 借受人が破産等の申立てをし、又は申立てを受けたとき。

ケ 不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金のうち不動産担保型生活資金(以下「一般世帯向け生活資金」という。))及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金をいう。以下同じ。)の貸付けにおいて次のいずれかの変更等があったとき。

(ア) 借受人が転居等により居住用不動産に居住しなくなったとき。

(イ) 居住用不動産が法令に基づき収用又は使用されたとき。

(ウ) 滅失、損壊その他の事由によって居住用不動産の価値が著しく減少したとき。

コ 借受人が県社協会長から求められた貸付限度額の変更に応じないとき。

サ 借受人又は借受人の属する世帯の者が暴力団員であることが判明したとき。

シ その他貸付け又は貸付契約を継続し難い事由が生じたとき。

(2) 生活支援費の貸付けにおいて、県社協会長は、借受人が貸付期間中に一時的に他の公的給付又は公的な貸付けを受け、生活費を賄うことができる場合には、当該給付又は貸付けを受けている間は、貸付けを停止するものとする。

(3) 不動産担保型生活資金の貸付けの場合は、県社協会長は、貸付元利金が貸付限度額に達したときは、貸付けを停止するものとする。

(4) 借受人は、県社協会長に申し出て、貸付けの停止を求め、又は貸付契約を解除することができる。

別表第14項の次に次の項を加える。

#### 15 不動産担保型生活資金の貸付け

##### (1) 償還担保措置

###### ア 一般世帯向け生活資金

(ア) 借入申込者は、県社協会長のために所有している居住用不動産に関し根抵当権を設定し、登記をするものとする。

(イ) 借入申込者は、県社協会長のために所有している居住用不動産に関し代物弁済の予約に応じ、所有権移転請求権保全のための仮登記をするものとする。

(ウ) 借入申込者は、その推定相続人の中から1名を連帯保証人として立てなければならない。

(エ) 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。

(オ) 連帯保証人の責任は、借入申込者が居住用不動産に設定した根抵当権の極度額を限度とする。

(カ) 借入申込者は、貸付契約を締結することに関し、その連帯保証人以外の推定相続人の同意を得るよう努めなければならない。

###### イ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

借入申込者は、県社協会長のために本件不動産に関し根抵当権を設定し、登記をするものとする。

##### (2) 推定相続人の異動

###### ア 一般世帯向け生活資金

(ア) 推定相続人がいなかった借受人に貸付契約の締結から終了までの間(以下「契約期間中」という。)に推定相続人が生じた場合は、当該推定相続人の中から1名を連帯保証人として立てなければならない。

(イ) 契約期間中に連帯保証人が死亡又は破産したときは、借受人は推定相続人の中から代替りの連帯保証人を立てなければならない。

(ウ) 契約期間中に連帯保証人が借受人の推定相続人でなくなったときは、借受人は推定相続人の中から新たに連帯保証人を立てなければならない。この場合において、当該推定相続人でなくなった連帯保証人の責任は、(1)ア(オ)の規定にかかわらず、新たな連帯保証人が保証契約を締結した時点までに貸し付けた貸付金及びその利子の償還を限度とする。

###### イ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

契約期間中に借受人に新たな推定相続人が生じた場合については、(1)ア(カ)の規定を準用する。

(3) 不動産の再評価

ア 県社協会長は、各単位期間ごとに本件土地又は本件不動産の再評価を行うものとする。

イ アの規定にかかわらず、県社協会長は、滅失、損壊その他の事由によって本件土地又は本件不動産の価値が著しく減少したおそれがあると認められるときは、本件土地又は本件不動産の再評価を行うものとする。

ウ 県社協会長は、本件土地又は本件不動産の再評価を行った場合において、必要があると認めるときは、借受人に対し貸付限度額の変更を求めるものとする。

(4) 貸付契約の承継

ア 借受人が死亡した場合であって、次のいずれにも該当する場合は、借受人の配偶者は県社協会長と貸付金の承継に係る契約（以下「承継契約」という。）を締結し、貸付契約の承継を行うことができる。

(ア) 原則として配偶者が従来借受人と同居していたこと。

(イ) 配偶者が居住用不動産を単独で相続し、登記していること。

(ウ) 原則として配偶者が居住用不動産に引き続いて居住する予定であること。

(エ) 借受人に係る貸付元利金が、承継の申出があったときに行う再評価により算定した貸付限度額に達していないこと。

イ 承継契約が締結された場合は、借受人の死亡時に遡って貸付契約は継続されていたものとみなす。この場合において、借受人の死亡後、承継契約が締結されるまでの間に配偶者に対し貸し付けるべき資金は、承継契約の締結後速やかに交付するものとする。

(5) 費用負担

ア 資金の借入申込みに必要な本件土地又は本件不動産の評価（再評価を除く。）、担保物件の登記（登記変更を除く。）に係る費用は、一般世帯向け生活資金の貸付けにおいては、借受人が負担するものとする。

イ 再評価に係る不動産の評価、担保物件の変更登記、居住用不動産の処分その他の貸付契約に係る費用は、一般世帯向け生活資金の貸付けのときは、借受人が負担するものとし、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付けのときは、県社協が負担するものとする。

ウ ア及びイに掲げる費用以外の費用は、借受人が負担するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生活福祉資金貸付事業補助規則の規定は、平成27年4月1日以降の実施に係る生活福祉資金貸付事業について適用し、同日前の実施に係る貸付事業については、なお従前の例による。

和歌山県規則第15号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成12年和歌山県規則第125号）の一部を次のように改正する。

別記第28号様式から別記第30号様式まで及び別記第56号様式中「生活保護法による」を削り、「60日」を「3か月」に改め、「審査請求をした日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の

規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）」を、「50日」の次に「（当該審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第271号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3050100696	かめのご塾	和歌山市中之島1980	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人かめのご会	和歌山市中之島1280	平成28.4.1

### 和歌山県告示第272号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年3月8日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年4月4日まで縦覧に供する。

平成28年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第77号	橋本市南馬場字西立石713-22外2筆

### 和歌山県告示第273号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年3月9日に認可した。

平成28年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第66号	橋本市学文路字岡田345-1

### 和歌山県告示第274号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第275号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第276号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第9条第1項の規定により次のとおり普通母樹林の指定を解除したので、同条第4項において準用する同法第5条第1項の規定により告示する。

平成28年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定年月日	種別	樹種	指定場所	面積(ha)	所有者	
						住所	氏名
26	S46.3.30	普通	ヒノキ	紀の川市桃山町大原字宮ノ尾674	0.78	紀の川市桃山町大原366	中前廣
99	S47.4.27	普通	ヒノキ	紀の川市桃山町大原字宮ノ尾845	0.64	岩出市金屋329-15	直高勉
101	S47.4.27	普通	ヒノキ	紀の川市桃山町黒川字布袋石1714	1.17	紀の川市桃山町黒川538	井ノ上絹代

和歌山県告示第277号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定による林業種苗生産事業者の事業廃止に伴う登録の失効について、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
			種 穂		苗 木			
	氏名又は 名 称	住 所	採 種	精 選	幼苗の 育 成	幼苗以外の 苗木の育成	名 称	所 在 地
3004	西村平次	伊都郡かつらぎ町御所104	○	○	○	○	西村平次	伊都郡かつらぎ町御所
3135	中上昇	伊都郡かつらぎ町花園梁瀬543			○	○	中上昇	伊都郡かつらぎ町花園梁瀬
3169	岡本幸治	伊都郡高野町西富貴647			○	○	岡本幸治	伊都郡高野町西富貴
3268	萩原美暢	伊都郡かつらぎ町滝1365			○	○	萩原美暢	伊都郡かつらぎ町滝

和歌山県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 市鹿野鮎川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市鮎川字愛賀合3519番8地先から同市鮎川字愛賀合2385番1地先まで	旧	3.90 ∟ 16.10	767.90	
同上	新	6.60 ∟ 38.70	767.90	
同上	新	9.20 ∟ 62.50	606.20	下津屋口1号橋 L=59.50 赤木谷橋 L=30.00

和歌山県告示第279号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 市鹿野鮎川線

供用開始の区間 田辺市鮎川字愛賀合3519番8地先から同市鮎川字愛賀合2385番1地先まで

供用開始の期日 平成28年3月23日 午後3時

**和歌山県告示第280号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3332	紀の川市粉河字南前田466番1の一部	紀の川市粉河940番地1 森田敏夫	平成 28.3.3	5.00	28.84

**和歌山県告示第281号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3337	岩出市西野字井ノ阪175番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	平成 28.3.3	6.00	38.08

**和歌山県告示第282号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3333	岩出市金池字春日7番の一部、8番1の一部、9番1の一部、10番1の一部、里道、水路	和歌山市太田一丁目12番26-13号 株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示	平成 28.3.8	6.00	38.92
				6.17	65.91
				6.53	

**和歌山県告示第283号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3335	岩出市相谷字池ノ内517番 の一部、520番61	和歌山市太田二丁目13番2 号 ヤマイチエステート株式会 社 代表取締役 山田茂	平成 28.3.8	6.00	46.70

**和歌山県告示第284号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定により、指定確認検査機関を指定したので、同法第77条の21第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 名称及び住所

一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター  
和歌山市ト半町38番地

## 2 指定の区分

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号及び第2号に規定するもの

## 3 業務区域

和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市及び海草郡

## 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地

和歌山市ト半町38番地

## 5 指定年月日

平成28年3月22日